

感染対策指針

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、法人における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- イ) 利用者の健康管理
- ロ) 職員の健康管理
- ハ) 標準的な感染予防策
- ニ) 衛生管理

- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的を実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的を実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

（2）発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画

(BCP) に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

イ) 消毒

ロ) ケアの実施内容・実施方法の確認

ハ) 濃厚接触者への対応 など

③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続 (BCP) 等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

イ) 保健所： 姫路市中央保健センター 079-289-1631

ロ) 指定権者： 姫路市介護保険課 079-221-2445

姫路市障害福祉課 079-221-2454 など

④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続 (BCP) 等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

イ) 社内： 代表取締役 岡田雅之

ロ) 利用者家族

ハ) 居宅介護支援事業所

ニ) 相談支援事業所

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、感染対策委員会の決議により行う。